

# 横浜市記者発表概要

平成 29 年 4 月 21 日  
教育委員会事務局  
職員課・教職員人事課

## 職員の懲戒処分等について

### 1 事件の概要及び処分内容

東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童に対するいじめ事案について、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づいた重大事態として捉え、直ちに同法に則った調査を行うべきであったが、調査開始まで学校・教育委員会は、約 1 年 7 か月もの期間、組織的に適切な対応を取ることができなかった。

	補職	処分内容
本人処分	平成 26・27 年度の部長級 2 名	戒告
	平成 26・27 年度の校長 1 名	戒告相当 (既退職のため)
	平成 26・27 年度の課長級 1 名	教育長文書訓戒
	平成 26・27 年度の副校長 1 名	教育長文書訓戒
監督者処分	平成 26・27 年度の教育次長	教育長口頭厳重注意相当 (既退職のため)

教育長に対しては、学校・教育委員会事務局全体の監督者責任として、市長から文書による厳重注意が行われました。

### 2 教育長コメント

いじめを受けたお子さんと保護者に、長い期間つらい思いをさせることとなってしまったことに対し、大変に申し訳なく思っています。

私自身も市長から文書による厳重注意を受けました。私に課せられた責務として、先日公表した再発防止策を着実に実施し、学校・教育委員会全体の組織力の向上や教師の指導力の向上に取り組んでいきます。

#### お問合せ先

(教育委員会事務局職員の処分について) 職員課	Tel 045-671-4168
(校長・副校長の処分について) 教職員人事課	Tel 045-671-3244